

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立大門小学校
校長 能登 正明

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から電話連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

1 臨時休業期間 ◆5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休業期間中は、キッズ【区分2】のみ受け付けます。
 - 臨時休業期間における情勢の変動により、休業期間を延長する場合があります。
 - 5月11・12日（月・火）9:00～16:00に、担任が各家庭に課題等を配布に伺います。その際、非対面を含めて、担任が提出物を受け取ることも可能です。（強制するものではありません。）
- 児童連絡票 メール登録票 学納金承諾書 児童保健調査票 就学援助申請書（希望者） 学校課題（プリント）

2 緊急受入れ実施日 ◆5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）* 8:30～14:30

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。
- 1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、原則として保護者等の送迎をお願いします。
- 学習に必要なもの（学校配布課題等）、昼食を持たせてください。
- 受入れを希望する場合には、**【受入れカード（黄色）】【健康観察票（水色）】**が必要です。いずれかの方法でお受け取りください。

*8日（金）16:30までに、学校へ用紙を取りに来てください。

*11日（月）受入れ時(8:30)、窓口にて保護者の方が直接手続きをしてください。

*現在「受入れ」をしている児童には、7日、8日の受入れ時に用紙を配布します。

- マスクの着用にご協力ください。
- 児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

3 校庭開放日 ◆5月11日（月）、14日（木）、18日（月）、21日（木）、25日（月）、28日（木） 【5・6年】9:00～10:00 【1・2年、個別】10:00～11:00 【3・4年】11:00～12:00

- 全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物を持たせてください。マスクの着用にご協力ください。
- **【健康観察票（水色）】**が必要です。無い場合には参加できません。11・12日（月・火）の配布まで、**【4月健康観察票（水色）】**の裏面に継続して記録してお使いください。
- 校庭開放参加時に、提出物や学習課題プリントを受け取ることも可能です。（裏面あり）

4 児童の心身の状態の把握について

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、担任等から**電話連絡**を行います。日程等については、事前にメール配信にてお知らせします。
- 全家庭を対象に、定期アンケート（毎週木曜）を行います。可能な範囲でご協力ください。
→規則正しい生活の結果を受けて【スケジュール表】を学校HPに掲載しました。（5月1日）
→健康な体づくりの結果を受けて【大門エクササイズ】を学校HPに掲載しました。（5月7日）
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡（電話302-5631）ください。コロナ禍の状況を鑑みて、原則、電話相談とさせていただきますが、面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

【学校カウンセラー教育相談日（5月）】 *事前の予約制となります。

・11日（月）全日 ・19日（火）午前 ・26日（火）午後

5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康・生活面について、次のことに留意して過ごさよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること *【健康観察票（水色）】
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、**密閉空間**、**密集場所**、**密接場面**は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用するときは、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日（月）以降について

- 6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。